

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令案の概要について

1. 改正の背景

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律においては、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を国際希少野生動植物種として定め、その譲渡し等について規制している。

令和元年8月、ジュネーブ（スイス連邦）でワシントン条約第18回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書が改正（令和元年11月26日発効予定）されたことに伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令を改正し、国際希少野生動植物種の追加及び削除等を行うこととする。

2. 改正の内容

(1) 国際希少野生動植物種の追加及び削除等（別表第2の表2、別表第6関係）

ワシントン条約附属書Iの改正を踏まえ、以下の改正を行う。（表1参照）

- ① 新たに附属書Iに掲載された16種（亜種を含む）を国際希少野生動植物種に追加するとともに、附属書Iから削除することになった4種を国際希少野生動植物種から削除する。
 - ② 附属書Iに記載された野生動植物の分類及び学名の見直しが行われ、改正されたことに伴い変更を行う。
 - ③ 附属書I掲載種のうち、増加傾向にある地域の個体群を附属書IIに移行する決定がなされたり、地域個体群の指定される行政地名に変化による附属書改正が決定されたので、これに即して国際希少野生動植物種についても整理をする。
- ※ 国際希少野生動植物種の追加に伴い、これらへの個体識別措置の義務規定について、対象種を整理するための省令改正を合わせて行う。

3. 施行期日

令和元年11月26日

表1 今回追加する国際希少野動物種一覧（別表第2の表2関係）

種名	器官及び加工品の規制 (別表第4関係)	原材料器官等の規制 (別表第5関係)
いたち科		
1) <i>Aonyx cinerea</i> (コツメカワウソ)	—	—
2) <i>Lutrogale perspicillata</i> (ビロードカワウソ)	—	—
つる科		
3) <i>Balearica pavonina</i> (カンムリヅル)	—	—
きのぼりとかげ科		
4) <i>Ceratophora erdeleni</i> (ケラトフォラ・エルデレニ)	—	—
5) <i>Ceratophora karu</i> (ケラトフォラ・カル)	—	—
6) <i>Ceratophora tennentii</i> (ケラトフォラ・テンネンティイ)	—	—
7) <i>Cophotis ceylanica</i> (セイロンオマキキノボリアガマ)	—	—
8) <i>Cophotis dumbara</i> (コフオティス・ドウムバラ)	—	—
やもり科		
9) <i>Gonatodes daudini</i> (ダウディンイロワケヤモリ)	—	—
いしがめ科		
10) <i>Cuora bourreti</i> (ラオスモエギハコガメ)	—	—
11) <i>Cuora picturata</i> (カンボジアモエギハコガメ)	—	—
12) <i>Mauremys annamensis</i> (アンナンガメ)	—	—
りくがめ科		
13) <i>Geochelone elegans</i> (インドホシガメ)	—	—
14) <i>Malacochersus tornieri</i> (パンケーキガメ)	—	—
あげはちょう科		
15) <i>Achillides chikae hermeli</i> (アキルリデス・キカエ・ヘルメリ)	—	—
16) <i>Parides burchellanus</i> (パリデス・ブルケルラヌス)	—	—

表2 今回学名が変更となる国際希少野生動物種一覧(別表第2の表2関係)

あげはちょう科			
1)	<i>Papilio chikae</i>	(ルソンカラスアゲハ)	(変更前)
	<i>Achillides chikae chikae</i>	(ルソンカラスアゲハ)	(変更後)

表3 今回削除する国際希少野生動物種一覧(別表第2の表2関係)

ねずみ科			
1)	<i>Leporillus conditor</i>	(コヤカケネズミ)	
2)	<i>Pseudomys fieldi praeconis</i>	(シャークベイネズミ)	
3)	<i>Xeromys myoides</i>	(クマネズミモドキ)	
4)	<i>Zyzomys pedunculatus</i>	(マクドネルイワネズミ)	

その他、*Vicugna vicugna* (ビクーナ) 及び *Crocodylus acutus* (アメリカワニ) について、別表第6に規定する登録対象個体群の整理を行う。